

土木工事における電子納品試行計画

平成16年4月20日
県土整備部技術管理課

1 目的

「千葉県CALS/EC整備基本構想およびアクションプログラム」に基づき、平成17年度から電子納品の運用が予定されている。本格運用にあたり、受発注者間の習熟を図るとともに、デジタル写真を利用した検査実施上の問題点の把握および保管上の問題点を把握し、本格運用に向けたガイドラインの策定を目的とする。

2 試行実施期間

平成16年度限りとする。

3 対象工事

平成16年4月1日以降契約の工事で、1件については、問題点把握のため平成16年11月末日までの工期の土木工事とし、2件目以降については、工期を問わないものとする。

契約金額については、問わないものとする。

4 実施機関および件数

県土整備部の出先機関において、土木工事について1件以上を実施する。(出張所においても1件以上を実施する。)

5 電子納品対象書類

電子納品の対象とする書類は以下のとおりとする。

- ・ 工事写真
- ・ 施工計画書
- ・ 品質管理
- ・ 出来形管理
- ・ 工事打合せ簿、段階確認書、工事履行報告

原則として、図面は対象外とする。また、写真を除く書類は、事前協議により実施について決定する。

6 要領

別途定める電子納品運用ガイドライン(案)[工事編暫定版]による。

7 計画実施上の原則

計画実施にあたって、以下のことについて、発注者は要求してはならない。

- ・ 工事写真の紙による提出。
- ・ スキャナーを利用した画像データによる提出。
- ・ 図面の電子データによる提出